

“とちぎのいい木” 木造・木質化支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県の交付する“とちぎのいい木”木造・木質化支援事業費補助金については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）及び“とちぎのいい木”木造・木質化支援事業実施要綱（令和2（2020）年3月25日付け林木産第1010号環境森林部長通知。以下「実施要綱」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、実施要綱に定めるところによる。

(交付の目的等)

第3条 “とちぎのいい木”木造・木質化支援事業費補助金の名称及び交付の目的、交付の対象である事業の内容、補助金額及び交付の相手方は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助金の名称	補助金の交付の目的	交付の対象である事業の内容	補助金額	交付の相手方
“とちぎのいい木”木造・木質化支援事業費補助金	不特定多数の者が利用するモデル的な中大規模建築物の木造・木質化の支援をとおして、木材の特性やその利用の意義について県民の理解促進を図るとともに、中大規模建築物における県産出材の利用促進により森林資源の循環利用を推進し、健全な森林を次世代に継承することを目的とする。	多くの県民が利用し、高い先進性・モデル性を有する公共建築物（公共建築物等における木材の利用促進に関する法律（平成22年法律第36号）第2条第1項に規定する公共建築物をいう。）及び商業・集客施設（特定の利用者に限られるものを除く。）の木造・木質化を支援する事業	定額 ただし、木造については、延床面積1㎡当たり30千円、木質化については、木質化面積1㎡当たり20千円とし、1施設当たり10,000千円を上限とする。 なお、森林認証材により認証された森林から生産された木材をいう。）を使用する場合は、上記の額に、木造については、1㎡当たり3千円、木質化については、1㎡当たり1千円を加算（県産出材の全量に森林認証材を使用した場合は全面積に適用し、一部使用の場合は、県産出材使用材積に占める森林認証材材積の比率で延床面積又は木質化面積を按分して適用）する。	民間事業者（県内に本店又は営業所等を有する場合に限る。）

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者が、規則第4条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
“とちぎのいい木”木造・木質化支援事業費補助金	“とちぎのいい木”木造・木質化支援事業費補助金交付申請書	規則の別記様式第1号	1	1 事業計画書 2 収支予算書	別記様式第1号 別記様式第2号	1	知事が別に定める期日

(補助条件)

第5条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- 1 補助事業の内容の変更（次条の軽微な変更を除く）をする場合においては、知事の承認を受けること。
- 2 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- 3 補助事業により取得又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の目的に従い効果的な運用を図ること。
- 4 知事は、前各号に定めるもののほか、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を附すことがある。

(軽微な変更)

第6条 前条第1号における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- 1 事業費の30パーセントを超える増減
- 2 施行箇所の変更

(変更交付の申請)

第7条 第5条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、次の表に定めるところにより知事に申請しなければならない。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
“とちぎのいい木”木造・木質化支援事業費補助金	“とちぎのいい木”木造・木質化支援事業費補助金変更承認申請書	別記様式第3号	1	1 事業計画書 2 収支予算書 3 その他知事が必要と認める書類	別記様式第1号 別記様式第2号	1	知事が別に定める日

(状況報告)

第8条 規則第11条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき報告書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
“とちぎのいい木” 木造・木質化支援事業費補助金	“とちぎのいい木” 木造・木質化支援事業費補助金状況報告書	規則の別記様式第2	1	事業実施状況報告書	別記様式第4号	1	1月10日

(実績報告)

第9条 規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき報告書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
“とちぎのいい木” 木造・木質化支援事業費補助金	“とちぎのいい木” 木造・木質化支援事業費補助金実績報告書	規則の別記様式第2	1	1 事業実績書	別記様式第1号	1	事業完了後20日以内又は交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日
				2 収支精算書	別記様式第5号		
				3 木材使用実績報告書	別記様式第6号		
				4 完成図面			
				5 写真			

(補助金の請求)

第10条 規則第18条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき報告書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
“とちぎのいい木” 木造・木質化支援事業費補助金	“とちぎのいい木” 木造・木質化支援事業費補助金交付請求書	規則の別記様式第4	1	額の確定通知書の写し	1	確定通知書受理後20日以内

(書類の整備等)

第11条 規則第23条で規定される書類及び証拠書類は、当該事業の完了する日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(財産処分の制限)

第12条 規則第24条第1項ただし書きの規定により財産処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表1に定められている財産の耐用年数期間とする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2（2020）年度分の補助金から適用する。